

***** 一人ひとりが大切にされ 充実した生き方のできる
「人権と福祉のまちづくり」をめざして *****

日野町人権学習推進指針 改訂

《概要版》



日野町では「人権と福祉のまちづくり」をめざし、住民の自主的な学習を推進するため「日野町人権学習推進指針」を平成22年1月に策定しました。

この指針では、日野町が人権の取り組みの中で積み重ねてきた成果をもとに、憲法にある人権の理念や一人ひとりが持つ人権を再認識し、自分や他人の存在と尊厳を認め合い、人間らしく充実した生き方ができる社会の実現をめざしています。

そうした中、社会情勢の変化とともに人権に関する課題の状況も多様化していることから、第4期日野町人権施策推進懇話会による調査・審議の報告を受け、令和5(2023)年3月に「日野町人権学習推進指針」を改訂しました。

1. 人権学習を進めるうえでの基本的な考え方

「誰一人取り残さない」の理念を掲げる SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、世界中でさまざまな取り組みが進められています。その SDGs のベースにあるのは、「人権尊重」です。

◆深めよう私たち一人ひとりが持つ権利

私たちの日々の暮らしと人権は密接な関係にあります。人が生まれながら持つ基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果で、侵すことのできない永久の権利です。

◆憲法はすべての国民に基本的人権を保障しています

私たちには、生命、自由および自らの権利として幸福を追求する権利があります。憲法は、主権者である国民の日常の自由や人権を守る権利宣言といわれ、人権保障を中心に、私たちの暮らしと深くかわり、暮らしのもととなっています。憲法に規定する基本的人権の保障は、その権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及ぶものです。

◆自分の人権を自ら学び、自分や他人の存在と尊厳を認め合いましょう

私たちは、等しく保障されている権利への理解や認識を自ら進めることが大切です。これは、差別意識の解消を中心とした人権教育や啓発からさらに進んだ取り組みです。自分の人権を大切にし、そのために他人の人権を大切に生涯にわたり人間らしく充実した生き方のできる豊かな社会の実現をめざしましょう。

◆人権を守ることは、すべての人の幸福を追求する権利を保障すること

人には、幸福を追求する権利があります。幸福の内容は、目標や生活が千差万別であることから一人ひとりが自由に決められるものです。だれもが、お互いに認め合い、仲間としてみんなで話し合い、みんなで実現していくことを願い取り組むことが大切です。

こうしたことから、人権を守ることは、すべての人の幸福を追求する権利を保障することといえます。憲法では、すべての国民は個人として尊重されるとされ、生命、自由、幸福追求に対する権利を保障しています。

◆幸福を追求するための健康で文化的な生活の保障

幸福を追求するためには健康で文化的な生活が保障されなければなりません。健康で文化的な生活は憲法で保障されています。国や自治体の役割はそのためにあります。

このことは、すべての人権のもとになるものです。実現するためには、常に主権者としての意識を高め、声をあげていくことが大切です。

日野町では、このようなことを「人権と福祉のまちづくり」としてめざします。



2. 日野町がめざす「人権と福祉のまちづくり」とは

◆地域に住んでいる誰もが平等に、人間らしい暮らしを

営める生活条件を社会的に整備すること

＊町民一人ひとりとは・・・

さまざまな機会を通じて主体的に人権や福祉について学び、明るく住みよい地域社会を築くためのまちづくりに努めることが大切です。

具体的には、身近な暮らしの場で協力・共同して自分たちのくらしや健康の課題に取り組み、お互いの関係や活動を発展させ住民自治の力を高めていくことです。

＊町は・・・

くらしの基盤や生活環境、福祉、医療などの必要な社会的条件の整備に責任を持ち、地域や個人の取り組みなどを支援します。

町民の一人ひとりをまちづくりの主人公（主権者）として尊重し、一緒になって「人権と福祉のまちづくり」に取り組みます。



3. 人権学習の進め方

◆私たちのくらしの中で保障されている様々な権利への認識を深めましょう

憲法では、国民主権のもとで平和主義によって自由に生きる権利（自由権）と人間らしく生きる権利（社会権）とを全面的に保障しています。また、人権の大前提となる平等に取り扱われる権利（平等権）についても定め、法の下での平等だけでなく、機会の平等を求めています。これらの権利が基本的人権を構成し、憲法の 103 条の内 30 条で定められています。こうした憲法で保障されている様々な権利への正しい理解と認識を深めましょう。

自由権

- ・人間らしく生きるための精神の自由と身体の自由
- ・他者の生存権を害しないもとでの経済活動の自由

平等権

人権の大前提となる平等に取り扱われる権利



社会権

- 【生存権】健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
- 【労働権】生活を営むための勤労する権利
- 【労働基本権】働く条件を向上させるために勤労者が団結し行動する権利
- 【教育を受ける権利】人間として個性・能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくための権利

◆くらしの中から身近な人権課題を明らかにしましょう

さまざまな権利が私たちのくらしの中で保障されていますが、社会が変化する中、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人の人権問題や環境の問題、さらには経済的格差・貧困に起因する問題、かけがえのない命を大切にすることの認識の薄れなどの課題があります。また、近年では性の多様性（性的指向・性自認）、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症への備え、ネット（情報）モラルの欠如した SNS による人権侵害などが課題となっています。

現在、少子高齢化が進む中、子どもへの虐待相談や高齢者の介護相談が増えています。次代を担う子どもを育てることや高齢者の介護等は、個人や家庭だけで抱えるのではなく、地域でお互いに支え合い、助け合うなど地域社会全体で取り組むことが必要です。また、外国人が増えるなか、共に地域社会を支えるパートナーとして、国籍や民族、文化や習慣、言葉の違いを認め合い、日本人も外国人も多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域づくりが求められています。

このようなくらしの身近な課題を、我が事として認識し、学習に取り組みしましょう。

◆くらしの中の身近な課題から人権学習に取り組みましょう

*人権学習では、持続可能な地域づくりのために共に学び合い町民一人ひとりがくらしの中で憲法を身近に感じ、人権に対する正しい理解と認識を深めましょう。

*人権学習を進めるにあたっては、「人権と福祉のまちづくり」を推進する町の方針に基づき、公民館などの生涯学習施設を拠点とし、地区人権啓発推進協議会が中心となり、各地区の実情に合った取り組みを進めます。その際、自分のくらしや自分の住む地域にかかわる課題が人権の課題であるという視点を大事にし、「身近な課題」「地域の課題」をテーマにした話し合いや課題解決に努めます。

*町では、少子高齢化と人口減少などにより各地域の状況が大きく変化している中で、「地区人権啓発推進協議会」が中心となって人権学習を進めるために、各公民館としてしっかり連携しながら学習活動を支援し、全ての町民の積極的な取り組みを促進していきます。



4. おわりに

人権は社会の進歩とともに発展するものであり、そのためには、人権をより豊かなものとするための不断の努力が求められています。

個人が尊重され、一人ひとりが輝く社会を実現するため、年齢や障がいの有無などのさまざまな違いを乗り越えて、地域の人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求めている社会を築いていけるよう、「人権と福祉のまちづくり」を進めましょう。

〈問い合わせ先〉

〒529-1698 日野町河原一丁目 1 番地
日野町役場 企画振興課 企画人権担当
【令和5年(2023年)3月作成】

電 話 : 52-6552(直通) F A X : 52-2043

ホ-ム^ -ヅ

<https://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

E-Mail kikaku@town.shiga-hino.lg.jp